

保険の ひろば

ボランティア活動保険等の補償制度は、社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体が加入対象です。

もしも事故が起こったら？

全社協「ボランティア活動保険」ご加入の皆さまへ

ボランティア活動中の安全には細心の注意を払っていても、事故はいつ・どこで起こるかわかりません。万一、事故が起きてしまった場合、どのような手続きが必要なのでしょう？ また、どのようなことに注意したらよいのでしょうか？

【事故のご報告の流れ】

事故が発生した場合は、応急措置などの必要な初期対応を行い、以下の手続きをお願いします。

① すみやかに、加入申込み手続きをされた社会福祉協議会に事故の内容をご報告ください。



② 社会福祉協議会より保険会社宛てに事故報告いたします。



③ 保険会社の担当者が事故状況などを確認のうえ、適切なアドバイスと保険金請求のご案内をいたします。

【ご報告いただく内容】

- (1)ケガの事故
- ①ケガをした方の氏名、住所、TEL
 - ②事故発生の日時、場所
 - ③事故の原因、状況
 - ④ケガの程度
 - ⑤病院名、TEL



- (2)賠償責任の事故
- ①加害者の氏名、住所、TEL
 - ②事故発生の日時、場所
 - ③事故の原因、状況
 - ④相手方の氏名、住所、TEL
 - ⑤ケガの程度、病院名、TEL (対人事故の場合)
 - ⑥損害の程度 (対物事故の場合)



【ご注意ください】

- 事故発生日から 30 日以内に事故報告をいただけない場合、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
- 賠償事故の場合は、示談に際して保険会社の承認が必要ですので、必ず事前にご相談ください。保険会社の承認なしに示談された場合には、保険金を削減して お支払いする場合があります。
- グループの会則に則り企画、立案されたボランティア活動、もしくは社会福祉協議会に届け出た活動かを確認する場合があります。
- 保険金請求権については、時効（3年）がありますのでご注意ください。

ボランティア活動保険等についてのお問合せは、株式会社 福祉保険サービスまでどうぞ。

TEL/03-3581-4667 FAX/03-3581-4763 URL <http://www.fukushihoken.co.jp>